

ジュニアNISA特約

お客さまがジュニアNISA取引のためのパワーフレックス口座(以下「ジュニアNISA専用パワーフレックス口座」といいます)の開設および同口座でのお取引が行われる際は、別途「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」が適用されるほか、以下の諸規定・約款の該当項目の適用にあたっては、当該諸規定・約款の記載にかかわらず、以下「(ジュニアNISA専用パワーフレックス口座用)条文」欄に記載のとおり条文の読み替え等を行って当該諸規定・約款を適用いたします。

以下の諸規定・約款の読み替えによる適用は、パワーフレックス取引共通規定2(1)①および2(4)に関する記載を除き、「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」第27条「非課税口座のみなし開設」の規定に基づき非課税口座が開設された場合には、効力を失います。

「新生ステップアッププログラム」に定める、提携金融機関ATM引出手数料無料、インターネットによる他行宛振込手数料無料、円定期預金の金利優遇などの各種優遇については、ジュニアNISAの性質上、取引が行えないため優遇を享受できないものがあります。

この特約は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由によりこの本特約を変更する必要がある場合または民法その他の法定により認められる場合には、当行は、変更内容についてインターネットの利用、店頭掲示、郵送等適宜の方法で告知することにより、これを変更できるものとします。なお、変更日以降は、変更後の内容に従っていただくものとします。

規定・約款名称	該当項番	項目名	(現)条文	(ジュニアNISA専用パワーフレックス口座用)条文
パワーフレックス取引共通規定	1(3)	パワーフレックス取引	この取引については、第1項の取引またはサービスの一部の申込み、解約はできません。ただし、投資信託総合取引の申込みについては、投資信託総合取引約款(パワーフレックス用)に定める別途のお申込みが必要です。また、未成年のお客さままたは補助・保佐・後見が開始されたお客さま(以下これを「未成年等」といいます。)との取引を承諾する場合には、当行所定の手続きをおとりいただくうえ、一部の取引を制限することがあります。	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、本項末尾に「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」第27条「非課税口座のみなし開設」の規定に基づき非課税口座が開設されるまで、第1項②(外貨預金)の取引を行うことはできません(外貨預金口座は、パワーフレックス口座開設時に開設されるものの、利用することはできない設定となります。)」の規定を追加します。
	2(1)①	申込み	①この取引を申し込まれるときは、当行所定の申込書に必要事項を記入し、印章または署名をお届けのうえ、当行所定の本人確認書類を添付して提出してください(当行所定の方法により、当行所定のコンピュータ端末により申し込みすることもできます。)。なお、この申込みは、原則として前条1項各号の取引およびサービスのうち、投資信託総合取引を除くすべての取引およびサービスの申込みとして取扱います。	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、コンピュータ端末により申し込みはできません。また、本項末尾に「ただし、外貨預金については、「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」第27条「非課税口座のみなし開設」の規定に基づき非課税口座が開設されるまではご利用いただけません。お客さまが外貨預金の利用を希望される場合、「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」第27条「非課税口座のみなし開設」の規定に基づき非課税口座の開設時以降、当行所定の方法により、その旨をお申出ください。」の規定を追加します。
	2(3)	未成年者等による申込み	① 未成年のお客さまがこの取引を申し込むときは、親権者の同意を証する当行所定の書類を提出いただくことがあります。 ② 補助・保佐・後見が開始されたお客さまがこの取引を申し込むときは、当行本支店の窓口でご相談ください。	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、「未成年者であるお客さまご本人による申込みは、法定代理人の同意を得ている場合であっても受け付けません。必ず法定代理人(親権者または後見人、ただし、当行パワーフレックス口座を開設されている方に限ります。)」の方にお申込み手続きを行っていただきます。」と読み替えて適用します。
	2(4)新設	複数口座開設の特則	(新設)	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、2(4)として「①ジュニアNISA専用パワーフレックス口座をお申込みいただく場合は、すでにパワーフレックス口座を保有している場合を除き、ジュニアNISA専用パワーフレックス口座とは別に通常のパワーフレックス口座もあわせ開設していただきます。②お客さまがジュニアNISA専用パワーフレックス口座を開設される場合、お客さまが保有するジュニアNISA専用パワーフレックス口座ではないパワーフレックス口座につきましては、「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」第27条「非課税口座のみなし開設」の規定に基づき非課税口座が開設された後、原則として閉鎖させていただきます。」の規定を追加します。
	3	既存口座の取扱い	既に投資信託総合口座等の既存口座をお持ちのお客さまがこの取引への移行を申し込み、当行が承諾した場合には、お客さまがこの取引への移行を承諾されたものとして取扱います。この場合、既存口座にかかる印鑑等の届出や適用される規約は将来に向かってその効力を失うものとします。	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、適用しません(ジュニアNISA専用パワーフレックス口座は、必ず新規に開設していただきます。))。
	4(1)	諸手数料	この取引に関する口座管理手数料等の諸手数料は、当行が別途定めるものとし、今後その手数料を改訂または新設した場合も、当行所定の方法によりお客さまのパワーフレックス口座円普通預金から、カードおよび払戻請求書の提出を受けずに自動的に引き落とすか、あるいは、手数料が発生した口座以外のお客さま名義のパワーフレックス口座からお客さまの依頼に従い引き落とします。なお、手数料は金融情勢の変化等により変更することがあります。	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、「この取引に関する口座管理手数料等の諸手数料は、当行が別途定めるものとし、今後その手数料を改訂または新設した場合も、当行所定の方法によりお客さまのパワーフレックス口座円普通預金から、カードおよび払戻請求書の提出を受けずに自動的に引き落とすか、あるいは、手数料が発生した口座以外のお客さま名義のパワーフレックス口座からお客さまの依頼に従い引き落とします。なお、手数料は金融情勢の変化等により変更することがあります。」と読み替えて適用します。
	5	取扱店の範囲	第1条第1項のパワーフレックス取引のうち、円貨預金、外貨預金、投資信託総合取引については、取引店以外の当行本支店においても取扱います。	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、「第1条第1項のパワーフレックス取引のうち、円貨預金および投資信託総合取引については、取引店以外の当行本支店においても取扱います。」と読み替えて適用します。
	10(9)新設	解約等	(新設)	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、本条末尾に10(9)として「(9)当行が税務署に未成年者非課税適用確認書の申請事項を提供した後、税務署から「未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」を受領した場合、または未成年者口座が廃止された場合は、課税未成年者口座(一般口座・特定口座・預金口座)を含むジュニアNISA専用パワーフレックス口座を閉鎖します。課税未成年者口座が廃止された場合も、未成年者口座を含むジュニアNISA専用パワーフレックス口座を閉鎖します。」の規定を追加します。
	15(1)	規定の準用	この規定に定めのない事項については、パワーフレックス規約集記載の「パワーフレックス口座円貨預金規定」「パワーフレックス口座円普通預金規定」「投資信託総合取引約款(パワーフレックス用)」「外国証券取引口座約款(パワーフレックス用)」「新生パワーダイレクト取引規定(パワーフレックス用)」「新生パワーダイレクト取引規定」等により取扱います。	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、「この規定に定めのない事項については、パワーフレックス規約集記載の「パワーフレックス口座円貨預金規定」「投資信託総合取引約款(パワーフレックス用)」「新生パワーダイレクト取引規定(パワーフレックス用)」「新生パワーダイレクト取引規定」等により取扱います。」と読み替えて適用します。
	15(2)	規定の準用	この取引に関連して、お客さまが振込または外国送金を依頼された場合には、当行の「振込規定(個人用)」「郵便振替口座への振込に関する規定」「外国送金取引規定」等により取扱います。	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、「この取引に関連して、お客さまが当行に保有する他のパワーフレックス口座への振込を依頼された場合には、当行の「振込規定(個人用)」等により取扱います。」と読み替えて適用します。
	附則	マネックス証券株式会社への会社分割によるジュニアNISA口座等の移管にあつての口座の閉鎖	(新設)	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、この規定の末尾に附則として「当行は2022年1月4日を効力発生日とする会社分割(以下「本会社分割」といいます。))によりマネックス証券株式会社に対してジュニアNISA専用パワーフレックス口座内のジュニアNISA口座、一般口座および特定口座を移管することを予定しているところ、かかる移管に伴い、2022年1月4日(ただし、本会社分割の効力発生日が変更された場合は変更後の効力発生日とします。))をもって、課税未成年者口座(預金口座)を含むジュニアNISA専用パワーフレックス口座を閉鎖いたします。ただし、「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」第27条「非課税口座のみなし開設」の規定に基づき非課税口座が既に開設されているジュニアNISA専用パワーフレックス口座については、ジュニアNISA口座、非課税口座、一般口座および特定口座がマネックス証券株式会社に移管されますが、かかる移管後も預金口座のご利用は可能であり、閉鎖の対象とはなりません。」の規定を追加します。

ジュニアNISA特約

規定・約款名称	該当項番	項目名	(現)条文	(ジュニアNISA専用パワーフレックス口座用)条文
パワーフレックス口座円貨預金規定	I 1(3)	普通預金の払戻し	全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、適用しません(自動支払いの設定をすることはできません)。
	I 1(5)	普通預金の払戻し	当行本支店窓口での預入れおよび払戻しにあたっては、当行所定の場合を除き現金はお取扱いしません。また、当行本支店窓口での小切手・証券類のお取扱いにも当行所定の制約があります。	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、「ジュニアNISA専用パワーフレックス口座への預入れは、当行が特に認める場合を除き、お客さまが別に当行に保有する通常のパワーフレックス口座からの振替に限られます。また、ジュニアNISA専用パワーフレックス口座からの払戻しは、当行が特に認める場合を除き、お客さまが別に当行に保有する通常のパワーフレックス口座への振替送金に限られます。」と読み替えて適用します。
	I 1(6)新設	普通預金の払戻し	(新設)	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、本条末尾にI(6)として「その年の3月31日時点で18歳である年の前年の12月31日までの期間については、「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」において特に認められている場合を除き、払戻しは原則できません(払戻しを行った場合、この口座は廃止されます)」。当該日の翌日以降についてはお客さま名義の他のパワーフレックス口座への振替送金のみ受け付けます。ただし、かかる振替送金の手続は、お客さまが成人になるまでは法定代理人が行う必要があります。」の規定を追加します。
	I 4	証券類の受入れ	全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、「この預金口座の預入れには、現金のみを受入れることとし、手形、小切手、配当金領収証その他の証券は、直ちに取立てのできるものであっても受け入れられません。」と読み替えて適用します。
	I 5(1)	振込金の受入れ	(1) この預金口座の預入れには、為替による振込金を受入れます。	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、「この預金口座の預入れには、当行に開設されたお客さま名義の他のパワーフレックス口座からの振込金のみを受入れます。」と読み替えて適用します。
	I 5(2)(3)	振込金の受入れ	(2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。 (3) 提携金融機関から通信文(振込を依頼する者が指定する預金口座の開設された当行の本店または支店店舗の名称、当該口座の預金の種類および口座番号を通知するものをいいます。)の通知があり、当該通信文においてこの口座が指定された場合には、当行所定の方法により、この預金口座の名義を、提携金融機関を通じて当該振込を依頼する者に開示することがあります。	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、適用しません。
	I 6	受入証券類の決済、不渡り	全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、適用しません。
	I 7	当座貸越	全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、「この預金口座において当座貸越取引を行うことはできません。」と読み替えて適用します。
	I 8乃至11		全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、適用しません。
	II	【定期預金および大口定期預金】	全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、適用しません。
	III	【特別預金】	全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、適用しません。
IV	【2週間満期預金】	全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、適用しません。	
投資信託総合取引約款(パワーフレックス用)	3	取引の要件	この取引は、お客さまが当行所定の本人確認書類を添付して当行所定の方法により投資信託総合取引申込書(パワーフレックス用)を提出し、当行がお客さまとの間でこの取引を行うことを承諾した場合に限り、行うことができるものとします。当行がお客さまとの間でこの取引を行うことについて承諾したときは、投資信託総合取引契約が成立したものとし、社振法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座にこの取引にかかる受益権を記載または記録するための専用の振替決済口座(以下「振替決済口座」といいます。)およびこの取引にかかる受益証券を寄託するための専用の当行保護預り口座(以下「保護預り口座」といいます。)を新たに開設します。	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、「この取引は、代理人届で指定されたお客さまの法定代理人(親権者または後見人。ただし、当行パワーフレックス口座を開設されている方に限ります。)一名が当行所定の確認書類(お客さまの身元確認書類、法定代理人の身元確認書類等)を添付して当行所定の方法により投資信託総合取引申込書(パワーフレックス用)を提出し、当行がお客さまとの間でこの取引を行うことを承諾した場合にかぎり、行うことができるものとします。当行がお客さまとの間でこの取引を行うことについて承諾したときは、投資信託総合取引契約が成立したものとし、社振法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座にこの取引にかかる受益権を記載または記録するための専用の振替決済口座(以下「振替決済口座」といいます。)およびこの取引にかかる受益証券を寄託するための専用の当行保護預り口座(以下「保護預り口座」といいます。)を新たに開設します。取扱商品の設定および解約の注文ならびに買取の申込み、またこれらの取消および変更は、お客さまが未成年である場合はいずれも運用管理者である法定代理人が行ってください。」と読み替えて適用します。
	4(2)	取扱商品	お客さまから、当行における受益権の取扱いについてお問合せがあった場合には、その取扱いの可否を通知します。	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、「お客さまが未成年である場合は運用管理者である法定代理人から、また、お客さまが成人である場合はお客さまご本人から、当行における受益権の取扱いについてお問合せがあった場合には、その取扱いの可否を通知します。」と読み替えて適用します。
	5(1)	預金決済口座	この取引にかかる投資信託の注文代金、手数料、諸費用およびその他の一切の決済については、当行が認める場合を除き、お客さまのパワーフレックス口座円普通預金(以下「預金決済口座」といいます。)を通じた自動引落しの方法によることとします。この場合、預金決済口座にかかる預金規定にかかわらず、キャッシュカード、払戻請求書等の提出を不要とします。	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、「この取引にかかる投資信託の注文代金、手数料、諸費用およびその他の一切の決済については、当行が認める場合を除き、この取引にかかるお客さまのパワーフレックス口座の円普通預金(以下「預金決済口座」といいます。)を通じた自動引落し、あるいは、その他のお客さま名義のパワーフレックス口座の円普通預金(以下「その他預金口座」といいます。)を通じたお客さまの依頼による引落しの方法によることとします。この場合、預金決済口座およびその他預金口座にかかる預金規定にかかわらず、キャッシュカード、払戻請求書等の提出を不要とします。」と読み替えて適用します。
	5(3)	預金決済口座	取扱商品が外貨建投資信託である場合には、預金決済口座を同一通貨の外貨預金とすることがあります。	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、適用しません(ジュニアNISAにおいては外貨建投資信託のお取扱いはございません)。
	25(1)	収益分配金、償還金等	振替受益権等についての収益分配金等の果実および償還金(以下「償還金等」といいます。)は、当行がお客さまに代わって受託銀行または投資委託会社より受領し、あらかじめ定められた方法により、お客さまの預金決済口座へ入金するか、またはこの約款もしくは当該取扱商品の投資信託約款および各取扱商品の累積投資約款にしたがって累積投資を行います。なお、償還金等を預金決済口座へ入金または累積投資するときは、当行は下記30により振替受益権を抹消し、または保護預り証券をお客さまに代わって保護預り口座より引き出して当該投資委託会社に引き渡すものとします。	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、「振替受益権等についての収益分配金等の果実および償還金(以下「償還金等」といいます。)は、当行がお客さまに代わって受託銀行または投資委託会社より受領し、あらかじめ定められた方法により、お客さまの預金決済口座へ入金します。収益分配金等の果実は、この約款もしくは当該取扱商品の投資信託約款および各取扱商品の累積投資約款にしたがって累積投資を行います(ただし、取扱停止等のやむを得ない事情により累積投資ができない場合は、お客さまの預金決済口座へ入金します)」。なお、償還金等を預金決済口座へ入金または累積投資するときは、当行は下記30により振替受益権を抹消し、または保護預り証券をお客さまに代わって保護預り口座より引き出して当該投資委託会社に引き渡すものとします。」とします。

ジュニアNISA特約

規定・約款名称	該当項番	項目名	(現)条文	(ジュニアNISA専用パワーフレックス口座用)条文
投資信託総合取引約款 (パワーフレックス用)	29(1)	他の口座管理機関への振替	当行は、お客さまからお申し出があり、当行が承諾した場合には、他の口座管理機関へ振替を行います。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当行は振替の申し出を受け付けられないことがあります。また、当行で受益権を受け入れるときは、渡り先の依頼人に対し振替に必要な事項(当行名および取引店名、口座番号、口座名義等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われたいことがありません。	当行は、お客さまからお申し出があり、当行が承諾した場合には、他の口座管理機関へ振替を行います。ただし、その年の3月31日時点で18歳である年の前年の12月31日までの期間については原則としてかかる移管を行うことはできないものとし(振替を行った場合、この口座は廃止されます。)、また、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当行は振替の申し出を受け付けられないことがあります。また、当行で受益権を受け入れるときは、渡り先の依頼人に対し振替に必要な事項(当行名および取引店名、口座番号、口座名義等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われたいことがありません。」と読み替えて適用します。
	37	手数料	当行が店頭へ備え置く書面その他において提示する所定の振替決済口座管理手数料および保護預り手数料は、預金決済口座から自動的に引き落としします。	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、「当行が店頭へ備え置く書面その他において提示する所定の振替決済口座管理手数料および保護預り手数料は、預金決済口座から自動的に引き落とし、あるいはお客さまの依頼によりその他預金口座から引き落としします。」と読み替えて適用します。
	38(1)	取引残高報告書	当行は、取扱商品の設定、解約、買取もしくは償還等にかかる取引またはその他の事由による振替受益権の記載または記録もしくは振替および抹消、保護預り証券の預け入れおよび引き出しについて、振替受益権等の取引明細および残高を記載した取引残高報告書を作成し、お客さまの届出の住所宛に送付します。なお、取扱商品の設定、解約、買取もしくは償還等にもなう代金および手数料等の金銭の決済については、預金決済口座の新生お取引レポートにて確認してください。	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、「当行は、取扱商品の設定、解約、買取もしくは償還等にかかる取引またはその他の事由による振替受益権の記載または記録もしくは振替および抹消、保護預り証券の預け入れおよび引き出しについて、振替受益権等の取引明細および残高を記載した取引残高報告書を作成し、お客さまの届出の住所宛に送付します。なお、取扱商品の設定、解約、買取もしくは償還等にもなう代金および手数料等の金銭の決済については、預金決済口座およびその他預金口座の新生お取引レポートにて確認してください。」と読み替えて適用します。
	7章	外国投資信託取引	全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、本章は適用しません(ジュニアNISAにおいては外国投資信託のお取扱いはございません。)
外国証券取引口座約款 (パワーフレックス用)			全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、本約款は適用しません(外国証券取引のご利用はできません。)
特定口座にかかる上場株式等保管委託約款	12(1)③新設	解約	(新設)	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、末尾に「③特定口座が課税未成年者口座である場合は、口座名義人が、3月31日時点で18歳である年の1月1日において、当行に重複して開設されている当該口座以外の特定口座があり、同日に当該課税未成年者口座が廃止されるとき」の規定を追加します。
新生パワーコール規定 (パワーフレックス用)	I 1(2)(3)(4)(6)	変更手続きサービス、資金移動取引、カードローン取引、解約手続きサービス	全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、適用しません。
	I 6(3)(4)	サービス・取引の依頼・受付・成立	全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、適用しません。
	II 1(2)	投信取引	全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、適用しません。
	II 4	投信取引の依頼・受付・成立・取消・変更	全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、適用しません。
	II 5	取引内容の確認	全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、適用しません。
新生 パワーダイレクト 取引規定	1(2)	資金移動取引	全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、適用しません。
	1(3)	投信取引	全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、適用しません。
	1(4)	証券口座開設申込受付サービス	全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、適用しません。
	1(5)	個人年金保険募集サービス	全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、適用しません。
	1(7)	カードローン取引	全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、適用しません。
	5	本サービス利用手数料	本サービスを利用するには、当行所定の手数料をいただきます。この手数料は、払戻請求書・カード等の提出を要求することなく、利用口座円普通預金から、当行所定の日に自動的に引き落とします。なお、当行は、利用者へ当行からの通知をすることなく、この利用手数料を変更する場合があります。	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、「本サービスを利用するには、当行所定の手数料をいただきます。この手数料は、払戻請求書・カード等の提出を要求することなく、利用口座円普通預金から、当行所定の日に自動的に引き落とすか、あるいは、利用者名義のその他のパワーフレックス口座円普通預金から利用者の依頼により引き落とします。なお、当行は、利用者へ当行からの通知をすることなく、この利用手数料を変更する場合があります。」と読み替えて適用します。
	12	資金移動取引の依頼・受付・成立	全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、適用しません。
	13	投信取引の依頼・受付・成立・取消・変更	全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、適用しません。
	14	個人年金保険契約の申込・成立(個人年金保険募集サービスの利用)	全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、適用しません。

ジュニアNISA特約

規定・約款名称	該当項番	項目名	(現)条文	(ジュニアNISA専用パワーフレックス口座用)条文
新生 パワーダイレクト APIサービス 利用規定	3(2)	新生パワーダイ レクトAPIサービ スの利用	前項の利用登録および連携許可完了後は、外部サービスにおける認証情報により本人確認を行うこととし、当行は、当該本人確認をもって、利用口座に係る口座情報等の照会および取引について、利用者の指図がなされたものとみなします。この場合、外部サービスにおける認証情報につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、「前項の利用登録および連携許可完了後は、外部サービスにおける認証情報により本人確認を行うこととし、当行は、当該本人確認をもって、利用口座に係る口座情報等の照会について、利用者の指図がなされたものとみなします。この場合、外部サービスにおける認証情報につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。」と読み替えて適用します。
パワーフレックス キャッシュカード 規定	1	カードの利用	カードは、パワーフレックス口座(以下「この口座」といいます。))について、次の各号の場合に利用することができます。 ① 当行の現金自動預入払出兼用機(以下「ATM」といいます。))を使用して普通預金の預入れをする場合。 ② 当行がATMおよび現金自動支払機(現金支払をする場合にはATMを含めて以下「支払機」といいます。))による現金預入・支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。))のATMを使用して普通預金の預入れをする場合。 ③ 当行および提携先の支払機を使用して普通預金の払戻しをする場合。 ④ その他当行所定の取引をする場合。	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、「カードは、パワーフレックス口座(以下「この口座」といいます。))について、次の各号の場合で、かつ特に当行が認めた場合に限り、利用することができます。 ① 現金自動預入払出兼用機(以下「ATM」といいます。))を使用して普通預金の預入れをする場合。 ② 当行が認めた場合に、当行がATMおよび現金自動支払機(現金支払をする場合にはATMを含めて以下「支払機」といいます。))による現金預入・支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。))のATMを使用して普通預金の預入れをする場合。 ③ その他当行所定の取引をする場合。」とします。
パワーフレックス デビットカード 取引規定			全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、適用しません(デビットカードのご利用はできません。))。
仕組預金規定 (パワーフレックス 口座用)			全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、適用しません(仕組預金のご利用はできません。))。
投資信託受益権 および 投資信託受益証券 の累積投資約款	6(2)	果実の再投資	非課税口座(以下この約款において「NISA口座」という。))において非課税とされる収益分配金は、各年分の非課税管理勘定または累積投資勘定(非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款に基づきNISA口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等)につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区別して行うために当行において記録する勘定で、非課税管理勘定については2014年から2023年まで、累積投資勘定については2018年から2024年までの、それぞれ各年に取られるものをいいます。以下同じ。))で管理する公募株式投資信託(株式投資信託の内、不特定かつ多数(50名以上)の投資家を対象にした投資信託をいいます。以下同じ。))に対して支払われるものが対象となり、特定口座または投信口座で管理する公募株式投資信託に対して支払われる収益分配金については課税となります。 また、同一銘柄の公募株式投資信託をNISA口座および特定口座または投信口座で管理する場合には、各々の口座での保有口数に応じた収益分配金が非課税または課税となります。	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、「未成年者口座(以下この約款において「ジュニアNISA口座」という。))において非課税とされる収益分配金は、各年分の非課税管理勘定(未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款に基づきジュニアNISA口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等)につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区別して行うために当行において記録する勘定をいいます。以下同じ。))で管理する公募株式投資信託(株式投資信託の内、不特定かつ多数(50名以上)の投資家を対象にした投資信託をいいます。以下同じ。))に対して支払われるものが対象となり、特定口座または投信口座で管理する公募株式投資信託に対して支払われる収益分配金については課税となります。 また、同一銘柄の公募株式投資信託をジュニアNISA口座および特定口座または投信口座で管理する場合には、各々の口座での保有口数に応じた収益分配金が非課税または課税となります。」とします。
	6(5)	果実の再投資	NISA口座の各年分の非課税管理勘定または累積投資勘定で管理する公募株式投資信託に対して支払われる分配金からの再投資は、NISA口座の当該再投資を行う時点の非課税管理勘定または累積投資勘定(非課税限度額に達していない場合に限る。))に受け入れることができます。	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、「ジュニアNISA口座の各年分の非課税管理勘定で管理する公募株式投資信託に対して支払われる分配金からの再投資は、ジュニアNISA口座の当該再投資を行う時点の非課税管理勘定(非課税限度額に達していない場合に限る。))に受け入れることができます。」と読み替えて適用します。
	6(6)	果実の再投資	NISA口座においては、非課税限度額に達するまで、分配金再投資が自動的に行われます。再投資額が非課税限度額を超過した場合は、特定口座(特定口座がない場合には投信口座)において、分配金再投資が自動的に行われます。	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、「ジュニアNISA口座においては、非課税限度額に達するまで、分配金再投資が自動的に行われます。再投資額が非課税限度額を超過した場合は、特定口座(特定口座がない場合には投信一般口座)において、分配金再投資が自動的に行われます。」と読み替えて適用します。
	7(1)	果実の再投資の 停止	前項にかかわらず、お客さまは所定の手続きにより、収益分配金等の果実の再投資を停止し、返還を受ける契約を当行と締結することができます。ただし、目論見書等に停止を不可とする定めがある場合および当行が別途停止不可と定める商品については、この限りではありません。	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、「収益分配金等の果実の再投資を停止し、返還を受ける契約を当行と締結することは、当行が特に認める場合を除き、原則としてできません。」と読み替えて適用します。
	12(1)	契約の解約	この契約は、次のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。 A お客さまからこの契約の解約の申し出があったとき B 総合取引約款に基づく総合取引契約が解約されたとき C 当行が、このファンドにかかる累積投資業務を営むことができなくなったとき D このファンドが償還されたとき	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、Aの項目を「お客さまからこの契約の解約の申し出があり、当行が特にこれを認めたとき」と読み替えて適用します(原則として、お客さまがこの契約を解約することはできません。))
投信積立約款			全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、適用しません(投信積立購入サービスのご利用はできません。))。
外貨宅配 サービス規定			全文	ジュニアNISA専用パワーフレックス口座においては、適用しません(外貨宅配サービスのご利用はできません。))。